

平成二十年十二月二日受領
答弁第二七四号

内閣衆質一七〇第二七四号

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問に対する答弁書

一から三まで、五及び六について

御指摘の舛添厚生労働大臣の答弁は、「高齢者医療制度に関する検討会」における検討のためのたたき台として提示された同大臣の私案に関する質問に対して行ったものであり、このような答弁を行うことが問題であるとは考えていない。政府としては、後期高齢者医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二条第二項の規定による施行後五年を目途とした検討を前倒しし、高齢者に納得していただけるよう、関係者の意見も聞きながら、今後、一年を目途に必要な見直しを検討することとしている。

四について

お尋ねについては、一般に、個人的な見解である旨の言及がある場合や質疑内容等から個人的な見解であることが明らかである場合を除き、厚生労働大臣としての答弁である。